

佐賀県告示第 59 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成 26 年 3 月 11 日

佐賀県知事 古 川 康

指定番号	区域		埋立地の区分
	所在	地番	
5	小城市牛津町柿樋瀬 字柿十三角	834 番 4	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行規則 （昭和 46 年厚生省令 第 35 号）第 12 条の 31 第 2 号に規定する埋立 地
6	鳥栖市真木町字今川	29 番 1 の一部 29 番 2 30 番の一部 42 番 1 の一部 42 番 2 の一部 43 番の一部	〃
7	唐津市相知町佐里字 浦野	2930 番 1 2936 番 4	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律施行令 （昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号 に規定する埋立地
8	鳥栖市江島町字西谷	3256 番 67 3256 番 339	〃
9	鳥栖市河内町字柿原	2627 番 1	〃